

(地 235) (税経 38) (健Ⅱ252)

令和 3 年 8 月 1 1 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会常任理事

釜 范 敏

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）について」等については、令和 3 年 4 月 5 日付日医発第 12 号（地 6）（税経 2）（健Ⅱ11）にてご連絡を差し上げており、一部改正ごとに逐次ご連絡を差し上げているところです。

今般、厚生労働省医政局総務課及び健康局結核感染症課より各都道府県衛生主管部（局）宛に標記の事務連絡が発出されましたのでお知らせいたします。

本事務連絡は、全国的な感染の拡大を踏まえ、引き続き病床の確保が必要となることから、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関（新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関を含む。）について、上記の事務連絡等で定められている実施要綱等の内容を改めてお知らせし、適切な事業の実施をお願いするものであります。（特に新たな要件が付されるものではございません）

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会や関係医療機関等への周知方につきご高配の程お願いいたします。また、貴都道府県における事業実施計画の立案関与や関連事項の協議、病院団体等の医療関係団体との連携につきましても、よろしくお願ひ申し上げます。

事務連絡
令和3年8月6日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関について

新型コロナウイルス感染症患者等の病床確保については、これまで医療機関において大変なご苦労をいただいているところであるが、現在、全国的に感染が拡大しており、引き続き確実に病床を確保する必要がある。

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関（新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関を含む。）については、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（令和3年4月1日付け医政発0401第8号・健発0401第11号・薬生発0401第18号）及び「『新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について』の改正について」（令和3年4月1日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）において、

- ・ 都道府県から新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入要請があった場合は、正当な理由なく断らないこと。
- ・ 都道府県においては、G-MIS等により、それぞれの入院受入状況等を確認すること。また、適切に受入れを行っていない医療機関がある場合、入院受入要請を正当な理由なく断っている医療機関がある場合等には、当該医療機関に対して、改めて入院受入体制等を聴取して適切な受入れを要請するなど、確保した即応病床が実効的に活用されること。聴取の結果、当該医療機関の入院受入体制等では適切な受入れが困難な場合は、当該医療機関の即応病床数を見直すこと。

とされている。正当な理由なく都道府県の入院受入要請に応じず、適切に入院受入を行っていない場合、病床確保料の対象とならないこともあり得るところ、必要に応じ改めてこうした旨を関係機関等に周知するとともに、医療機関と丁寧に調整いただき、適切に事業を実施していただくようお願いする。